平成２３年（フ）第７６号
山形市和合町２丁目３番13号
破産者　尾原　久義
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１８４２号
大阪市生野区小路東２丁目７番17号　シャトー映光301、前住所福岡市東区和白６丁目23番25―103号　ニューシティむつみ
破産者　金井允史こと　金　　允史
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２６０１号
福岡市中央区地行２丁目12番39号
破産者　藤田豪太郎
1　決定年月日　平成23年８月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１０４号
相模原市中央区千代田７丁目４番20号
破産者　沖本　　博
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２４９０号
福岡市西区豊浜１丁目12番14号、前住所山口県防府市大字新田1388番地の２
破産者　村田　俊孝
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２５４５号
福岡県筑紫野市湯町２―３―１　朝日プラザ筑紫野プティックス1307号室、住民票上の住所福岡県筑紫野市大字平等寺494番地
破産者　大久保定男
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第５６２号
長崎県長崎市女の都２丁目４番28号
破産者　五島美代子
1　決定年月日　平成23年８月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
福島県相馬市中野字寺前246番地の６　メープルハウスＱ号室、破産手続開始決定時の住所福島県相馬市黒木字上泉421番地の８　102号室
破産者　奥山　政勝
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１４号
福島県相馬市坪田字前林74番地の27
破産者　荒　　匡
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第２８０号
千葉県香取郡多古町多古2761番地
破産者　増田　堅一
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第６２号
長野県上水内郡飯綱町大字豊野1680番地　岸本方
破産者　砂山　憲一
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７８号
長野市上松４丁目30番６号　ヴィラ上松Ｃ―11
破産者　加藤　雅文
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３９４号
静岡県伊東市荻45番地の６　新山住宅　Ａ棟403号
破産者　藤原　孝利
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
静岡県浜松市浜北区西美薗465番地の１　セジュールＭＯＥ―Ａ棟201号、前住所静岡県浜松市浜北区本沢合561番地の３
破産者　吉田　　誠
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第３９５号
愛知県岡崎市中町３丁目２―33、開始決定時の住所愛知県岡崎市美合町字五本松36番地12サンシティ光ケ丘ルグラン301
破産者　Ｋ．Ｅ平野商会こと　平野　裕司
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第６６８号
愛知県岡崎市竜美北１丁目３番地35　サンセール竜美201
破産者　中山　朋子
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１１８号
愛知県西尾市東幡豆町上丸山37番地
破産者　杉山　貴延
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第１３４号
愛知県岡崎市大門２丁目13番地10　ライフステージ101
破産者　安孫子克明
1　決定年月日　平成23年８月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係